

○山梨県警察通信指令業務に関する訓令

平成30年2月1日

本部訓令第1号

改正 令和2年9月30日本部訓令第7号

令和3年3月15日本部訓令第3号

令和5年3月3日本部訓令第2号

令和6年3月1日本部訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察通信指令に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）第8条第2項の規定に基づき、山梨県警察における警察通信指令に関し必要な事項を定めるものとする。

(生活安全部地域課通信指令室)

第2条 生活安全部地域課通信指令室（以下「通信指令室」という。）とは、規則第3条に規定する通信指令室をいう。

(生活安全部地域課長の任務)

第3条 生活安全部地域課長（以下「地域課長」という。）は、通信指令業務の司令塔として、規則第3条の通信指令室の活動等を統括するものとする。

(通信指令官の任務等)

第4条 生活安全部地域課第一通信指令官、生活安全部地域課第二通信指令官、生活安全部地域課第三通信指令官（以下「通信指令官」という。）は、規則第3条の通信指令室の活動等を実施する責任を有する。

2 通信指令官は、山梨県警察緊急配備等に関する訓令（平成3年山梨県警察本部訓令第18号）第3条に規定する緊急配備を発令することができる事件（以下「緊急配備対象事件」という。）を認知したときは、地域課長に報告し、指揮を受けるとともに、警察本部事件主管課長に通報しなければならない。

3 通信指令官は、緊急配備対象事件のほか、事件、事故その他の警察事象を認知した際において、初動措置に関して緊急を要すると認める場合は、当該警察事象を所掌する部門が態勢を整えるまでの間の初動的な措置に関し、警察職員並びに警察用車両、警察用船舶及び警察用航空機の運用に係る指示その他の必要な指令等を行うものとする。

(警察署通信室)

第5条 警察署に規則第4条に規定する警察署通信室（以下「署通信室」という。）を設置する。

- 2 署通信室に通信指令責任者を置き、当該警察署の地域担当課長を充てる。ただし、地域担当課長が不在のときは、当該警察署長が指定した者を充てる。
- 3 執務時間外においては、宿日直責任者が通信指令責任者の任務を代行するものとする。
- 4 署通信室に通信指令に関する業務を担当する者として通信指令担当者を置き、原則として警部補以上の階級にある者を充てる。
- 5 通信指令責任者は、必要に応じて通信指令担当者を補助する者として、巡査部長以上の階級にある者を置くことができる。
- 6 通信指令責任者は、通信指令体制表を備え、警察署における通信指令について把握すると共に、署通信室の活動について必要な指示、指導を行わなければならない。

（署通信室の活動）

第6条 署通信室は、規則第4条第1項に掲げる活動のほか、次の活動を行うものとする。

- (1) 無線自動車等の運用状況を把握すること。
- (2) 所掌部門が態勢を整えるまでの初動措置に関し、警察職員、警察用車両等の運用に係る指示その他必要な指令を行うこと。
- (3) 第4条第3項の規定による指令等を受けた場合には、110番事案処理簿（第1号様式）を作成し、処理結果を速やかに通信指令室に報告すること。なお、通信指令室への報告は、通信指令システムへの登録により行うことができる。
- (4) 警察署の一般加入電話に直接通報される事案については、確実な対応とその処理結果を明らかにするため、一般通報事案処理簿（第2号様式）を作成し、通信指令システムへの登録を行うこと。

（通信指令従事者の留意事項）

第7条 通信指令業務に従事する者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 発展性を踏まえた受理及び指令を行うこと。
- (2) 簡潔明瞭な指令を行うこと。
- (3) 通信指令業務の円滑化を図ること。
- (4) 秘密の保持を確保すること。

（飛び越え報告）

第8条 警察職員は、緊急配備対象事件、その可能性のある事案又は特に指示された事案

を認知したときは、所属に報告する前に110番通報、県内系無線その他の方法により、直ちに通信指令室へ報告しなければならない。

(見たまま報告及び逐一報告)

第9条 警察職員は、臨場した犯罪現場等の状況について、原則無線通信により、ありのままを報告するとともに、状況変化の都度、逐一報告しなければならない。この場合において、110番通報事案、通信指令室から指示を受けた事項等については、県内系無線により報告すること。

2 第1項の場合において署通信室は、臨場警察官が県内系無線機を携帯せず、やむをえず署活系無線で報告する場合は、県内系無線によりその内容の中継すること。

(保存期間)

第10条 この訓令に定める各様式の保存期間は、5年間とする。

(委任)

第11条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年2月15日から施行する。

(山梨県警察通信指令業務及び無線通信の運営に関する訓令の廃止)

2 山梨県警察通信指令業務及び無線通信の運営に関する訓令(昭和45年山梨県警察本部訓令第3号)は廃止する。

附 則(令和2年9月30日本部訓令第7号)

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和3年3月15日本部訓令第3号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和5年3月3日本部訓令第2号)

この訓令中第1条、第5条、第7条及び第10条の規定は令和5年3月17日から、第2条から第4条まで、第6条、第8条、第9条及び第11条から第17条までの規定は同年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月1日本部訓令第2号）

この訓令中第2条、第5条、第7条、第10条、第13条、第16条及び第17条の規定は令和6年3月15日から、第19条の規定は同年3月22日から、第1条、第3条、第4条、第6条、第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第15条、第18条及び第20条の規定は同年4月1日から施行する。

様式略